

○飯塚市保育所広域入所実施要綱

平成25年7月3日

飯塚市告示第207号

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の6の規定に基づき、保育に欠ける児童を居住地と異なる市町村の保育所へ入所させること(以下「広域入所」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入所委託 本市の区域内に住所を有する児童を、本市の区域外の保育所に入所させることをいう。
- (2) 入所受託 本市の区域内に住所を有しない児童を、本市の区域内の保育所へ入所させることをいう。

(入所委託の要件等)

第3条 入所委託の申込みを行うことができる者は、飯塚市保育の実施に関する条例(平成18年飯塚市条例第122号)第2条に規定する保育の実施基準に適合するもので、次の各号のいずれかに該当する児童の保護者とする。

- (1) 保護者の勤務先が本市の区域外にあり、勤務形態、通勤時間等の都合により、本市の区域内の保育所における保育が困難な児童
- (2) 母親が本市の区域外で出産するため、本市の区域内の保育所における保育が困難な児童
- (3) その他市長が特に入所委託が必要と認めた児童

2 市長は、入所委託の申込みがあったときは、前項に規定する要件に適合するか審査を行い、適当と認められるときは、保護者の希望する保育所が所在する市町村の長と入所委託に関する協議を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、入所委託の申込みをした保護者に保育料の滞納があるときは、入所委託は実施しない。

4 市長は、第2項の協議の結果、当該入所委託先の市町村の長の了承を得たときは、入所委託による保育の実施を承諾するものとする。

(入所受託の要件等)

第4条 入所受託は、次の各号のいずれかに該当する場合に、次項に定める保育所で、本市の区域内に住所を有する児童の保育の実施に支障のない範囲内で行うものと

する。

- (1) 保護者の勤務先が本市の区域内にあり、勤務形態、通勤時間等から居住地の市町村の区域内の保育所における保育が困難な場合
- (2) 母親が本市の区域内で出産するため、居住地の市町村の区域内の保育所において児童の保育が困難な場合
- (3) その他市長が特に必要と認めた場合

2 入所受託を実施する保育所は、次の各号に掲げる要件を全て満たす保育所とする。

- (1) 定員に余裕があり、本市の区域内に住所を有する児童の途中入所に影響がないと見込まれる保育所
- (2) 入所受託により、新たに保育士等を雇う必要のない保育所

3 市長は、入所受託を希望する保護者の居住地の市町村の長から協議があったときは、第1項に規定する要件に該当するか調査を行い、入所受託の承諾、不承諾を決定するものとする。

(入所期間)

第5条 広域入所の期間は、入所申込書に基づく当該年度内の保育の実施に必要な期間とする。

(契約の締結)

第6条 市長は、広域入所が決定した場合は、本市と関係市町村との間において保育の実施に係る委託契約を締結するものとし、契約の期間は当該年度内の期間とする。

(経費)

第7条 広域入所に係る経費については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育料は、入所を委託した市町村が保護者から徴収するものとする。
- (2) 前条の契約締結により発生する保育の実施に係る委託料は、国で定める保育単価を基に入所を委託した市町村と受託した市町村が協議の上定めるものとする。

(県外市町村との調整)

第8条 市長は、広域入所を県外市町村と行う場合で調整が困難なときは、福岡県と協議し調整を図るものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めのない事項及び広域入所の実施について疑義が生じた場合は、関係市町村及び福岡県と協議を行い決定するものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。